

第16回スポーツ仲裁シンポジウム

2020年
東京オリ・パラ大会に関連する
スポーツ関連紛争と
CASの役割

日時

2020年2月10日(月) 13:30-17:30

会場

虎ノ門ヒルズフォーラム

東京都港区虎ノ門1-23-3 虎ノ門ヒルズ森タワー4階ホールB

主催

公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構

第16回スポーツ仲裁シンポジウム

2020年 東京オリ・パラ大会に関連する スポーツ関連紛争とCASの役割

シンポジウム開催の目的

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が主催するスポーツ仲裁シンポジウムは、今年で第16回目を迎えます。

オリンピック・パラリンピックイヤーである今年、オリ・パラ大会を目指す競技者等に集中できる環境を用意するためには、スポーツ関連紛争の予防が重要です。また、万一、オリンピック大会期間中にトラブルが発生した場合でも、スポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport: CAS) が臨時の仲裁廷を東京に設置する予定であるため、これを利用した迅速な解決を図ることができます。また、2020

年オリ・パラ大会中、日本の弁護士によるプロボノサービスの提供も予定されており、これを利用したトラブルの予防・解決も期待できます。

そこで、今年度のシンポジウムでは、講師に国際スポーツ仲裁理事会のVice President、CASの職員、CAS仲裁人、オリンピック人をお招きし、オリ・パラ大会に関連したスポーツ関連紛争の予防・解決の重要性とCASの役割をテーマに、シンポジウムを開催することとしました。

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

スピーカー Michael Lenard

Vice President, International Council of Arbitration for Sport, OLY

Michael Lenard OLY is Vice President of ICAS, the body which oversees and manages the Court of Arbitration for Sport (CAS). He has been President of numerous CAS Ad hoc Divisions at Olympic Games and Asian Games and will be its President for Tokyo 2020. He formerly served as US Olympic Committee Vice President and prior to that as Vice Chair of its Athletes Commission. He also was a member of the Board of Directors of the Atlanta 1996 organizing committee. He has served on or testified to numerous reform commissions in sport. Mr. Lenard holds a senior position in an international private equity firm and previously was a Partner in the international law firm of Latham & Watkins. He holds Bachelor of Business Administration (Accounting; Finance) and Doctor of Law degrees and was awarded numerous academic honors in conjunction with both. An Olympic athlete (Handball), he was a seven-time National Champion and named 1985 US Handball Athlete of the Year.

スピーカー Brent Nowicki

CAS Managing Counsel, Head of Anti-Doping Division

Brent Nowicki is Managing Counsel at the Court of Arbitration for Sport (CAS) and the Head of the Anti-Doping Division (ADD). He oversaw the ADD at previous Olympic Games – a role he will repeat for Tokyo 2020. He is also the Chair of Rules for World Lacrosse and leads a working group on the reform of the sport for inclusion into the Olympic programme. Prior to CAS, Mr. Nowicki was a lawyer representing professional athletes and players' unions in contract negotiations, rights of publicity, grievances, hearings and appeals. He holds Bachelor of Arts (English) and Doctor of Law (with honors) degrees. An international athlete (Lacrosse), he currently is a member of the Swiss National Team having recently competed in the 2019 World Championships. He was named "Teammate of the Year" in 2019. From 2013 to 2017, he was a Coach for the Swiss National Team (World Championships in 2014 and 2015; European Championships 2017).

スピーカー Ulrich Haas

Professor, University of Zurich, CAS Arbitrator

Professor Ulrich Haas is professor of law at the University of Zurich. Sports law as well as arbitration law are two of his major fields of research. He also acts as a practitioner in these fields of law. He regularly acts as an arbitrator under the ICC-Rules, Swiss Rules and DIS-Rules. Furthermore, he is a frequently appointed arbitrator with the Court of Arbitration for Sport (CAS) in Lausanne. In addition, Professor Haas served on the Code Project team that revised the WADC 2015 and was a member of the Cycling Independent Reform Commission (CIRC), entrusted by the UCI to investigate the doping history in professional road cycling. He was CAS-arbitrator at the Winter Olympics in Vancouver (2010) and the Summer Olympics in Rio de Janeiro (2016).

パネリスト 室伏由佳

スポーツ健康科学博士、順天堂大学スポーツ健康科学部講師、OLY

1 977年静岡県生まれ。スポーツ健康科学博士。陸上競技女子ハンマー投げの日本記録保持者（2020年1月現在）、女子円盤投げの元日本記録保持者。2004年アテネオリンピック女子ハンマー投げ日本代表。2012年に競技を引退し、現在は、順天堂大学スポーツ健康科学部講師、株式会社 attainment 代表取締役を務めている。スポーツとアンチ・ドーピング教育、スポーツ心理学を中心に研究活動を行うとともに、スポーツと医学、健康などをテーマに講演、実技指導など幅広く活動している。

コーディネーター

早川吉尚

- 立教大学教授
- 弁護士
- CAS仲裁人

立教大学法学部教授を務める他、内外の様々な大学で教鞭をとる。実務家としては、弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所パートナー弁護士であり、数多くの国際訴訟、国際仲裁事案で代理人、仲裁人を務める。政府との関係では、UNCITRAL、APEC、ハーグ国際私法会議等の国際機関での日本政府代表を務める他、政府の各種審議会等の委員を務め、国内外の立法作業やルール整備に関与している。スポーツ法との関係では、CAS仲裁人、Word Rugby Judicial Panelメンバー、日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長等を務める。

CASアドホック部とは？ アンチ・ドーピング部とは？

CASが五輪大会の開会式10日前から閉会式まで設置する臨時の仲裁廷。アドホック部は、1996年アトランタ大会から設置されており、代表選考その他出場資格の問題、審判の判定の問題等を扱う。アンチ・ドーピング部は、2016年リオ・デ・ジャネイロ大会から設置されており、IOCアンチ・ドーピング規則違反にかかる紛争の第一審としての役割を果たす。

2020年東京オリ・パラ大会中のプロボノサービスとは？

日本の有志弁護士が五輪大会の開会式10日前からパラ大会閉会式3日後までに実施する予定のリーガルサービス。手続代理と一般法律相談の二つの部門を設置予定。日本スポーツ仲裁機構が事務局を務める。

ご挨拶

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事機構長（機構長） 山本 和彦

当機構は、毎年1回、スポーツ仲裁に関する知見を広く普及させることを目的として、スポーツ仲裁に関するシンポジウムを開催しており、本年で第16回目を迎えます。毎年のことながら、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじから助成を、公益財団法人ミズノスポーツ振興財団様、アシックスジャパン株式会社様、デサントジャパン株式会社様からご協賛をいただいております。また本年は特別後援として一般社団法人日本国際紛争解決センターからのご援助をいただいております。そのおかげもあり、本日のシンポジウムを無事開催することができましたこと、心より感謝申し上げます。

本年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される年となります。既に当機構にも、オリンピック・パラリンピック大会に関連したスポーツ紛争について申立てがなされており、今後もその発生が予想されるところであります。また、オリンピック期間中はスポーツ仲裁裁判所の臨時の仲裁廷が、東京に設置される予定であると伺っております。そこで本年度のスポーツ仲裁シンポジウムにおきましては、このオリンピック・パラリンピック大会に関連するスポーツ紛争や、スポーツ仲裁裁判所の設置する臨時の仲裁廷を中心とするスポーツ仲裁の知見について、広く国内のスポーツ関連団体、競技者、指導者、役職員等の関係者で共有することを目的として、海外からも講師・パネリストをお招きし、シンポジウムを開催することとしたものでございます。ぜひ最後までご参加いただき、有意義なシンポジウムとしていただければと存じます。

以上をもちまして主催団体を代表してのご挨拶とさせていただきます。

セッション1 CASの概要、歴史、五輪時の活動、プロボノ弁護士について

Michael Lenard (Vice President, International Council of Arbitration for Sport)

1 スポーツ仲裁裁判所の概要

スポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」といいます。）は、オリンピックおよび世界レベルのスポーツに対して、迅速かつ効率的で、公正な紛争解決サービスを提供しています。加えてCASは様々な先例を構築することで将来の紛争の予防も目指しています。CASの規則、手続はスポーツ界そして商事仲裁が変わっていく中で進化と改善を続けています。

CASには、現在、上訴部、通常仲裁部、調停部、常設アンチ・ドーピング部があり、紛争解決のために様々なサービスを提供しています。常設アンチ・ドーピング部は、アンチ・ドーピング事案に関して第1審を務めるもので、国際的な競技大会などにおいて、この手続を提供しています。過去には *advisory procedure* も提供していましたが、これはなくなりました。

本部は、スイスのローザンヌにありますので、仲裁地はスイスということになり、CASの決定に対して上訴がある場合には、スイス連邦裁判所が管轄を有することになります。

CASには現在、90カ国以上から400名ほどの仲裁人と25カ国から65名の調停人が登録されています。スポーツ法における専門性または国際調停・仲裁における専門性に加え、スポーツの知識があることが仲裁人や調停人の条件となります。仲裁人・調停人は4年ごとに見直しが行われ、追加・削除が行われます。

2019年において、CASは609件の事案を扱いました。CASが設立されてからこれまでに、6500件ほどの事案を扱い、そしてそのうち4000件に関しては、CASの仲裁判断が下されました。そして仲裁判断が下されたうちの215件に関しては、スイス連邦裁判所に取消請求が行われました。スイス連邦裁判所に取消請求がされた事案のうち、9件において取消しが認められ、2件において部分的に取消しが認められています。取消請求のうち、スイス連邦裁判所に取消しを認められた案件が5%だということに関し、問題を感じるかどうかということについて、私の答えはノーです。スイス連邦裁判所は、CASの仲裁判断に関して真剣に検討しているからです。

2 CASの歴史

CASは1984年に設立されました。もともとはIOCが運営しており、IOCが仲裁人の選定をしていました。しかし、スイス連邦裁判所が、ある馬術選手に関するCASの仲裁判断の取消しを審理していたときに、次のような指摘をしました。すなわち、スイス連邦裁判所は、

CAS は他に代替手段のない真の仲裁裁判所であるということは認めるものの、CAS が IOC から独立した裁判所であるとは考えられないという意見を出しました。そのため、1994 年に CAS は IOC から独立し、スポーツ仲裁国際理事会（以下「ICAS」といいます。）が CAS を運営することになり、新たなスタートを切ったのです。ICAS は 20 名のスポーツ、国際商事仲裁、国際裁判および国内裁判において専門性を持つ理事たちで構成されています。現在、各国の裁判官に加えて、5 名の世界的なアスリートが名を連ねており、そのうち 3 名はオリンピックアンです。ICAS の理事は、まず 4 名が IOC から任命されます。そして 4 名は、夏季・冬季オリンピックの IF から任命されます。そして、4 名は国内オリンピック委員会連合（ANOC）から任命されます。その 12 名が、アスリートの利害を守るためにさらに 4 名を選び、その 16 名がさらに 4 名の独立な理事を選びます。

スイス連邦裁判所、欧州人権裁判所、国内の裁判所は、CAS および ICAS の必要性、有効性および独立性を認めてきました。しかし、ICAS はさらに施策を打ち出し、仲裁人の独立性をより高めようとしています。具体的には、仲裁人が IOC、IF、NOC、NF などに名を連ねないようにしようとしています（multiple hats）。つまり、二足のわらじを履かないということです。現在 20 名の ICAS の理事のうち、二足のわらじを履いているのは 5 名だけです。アドホック部を含め、IOC など他の組織のメンバーに名を連ねていない方がほとんどになっています。兼任できる内容を制限しようとしているということです。

3 五輪時の活動

(1) アドホック部

CAS の運営は、CAS の事務局が行っています。事務局はスイスのローザンヌに置かれています。CAS の事務局長は CEO としての役割を果たしています。CAS の事務局には 35 名の職員がおり、そのうち 12 名が弁護士です。12 名の弁護士のうち、マネージングカウンセラーがそれぞれの部にいます。そして科学部門の部長もいます。これらの弁護士は、部長や副部長を、CAS の事案において支援する役割を担っています。主要な国際競技大会において、CAS は、CAS の手続を特別な規則、特別な仲裁人をもってアドホック部として提供しています。1996 年以降の全ての夏季オリンピック、1998 年以降の全ての冬季オリンピック、1998 年以降の全てのコモンウェルス大会、2000 年以降の UEFA のユーロ大会、2006 年以降の FIFA ワールドカップや、アジア大会、アジアビーチゲームズ、アジアインドア&マーシャルアーツゲームズなどにおいてアドホック部のサービスが提供されています。

アドホック部がどのように生まれてきたのか、お話ししたいと思います。Butch Reynolds 氏というアメリカの陸上競技選手が、1992 年のオリンピック大会の直前にドーピングの制裁について異議を申し立てました。彼はアメリカのスポーツ仲裁裁判所や、アメリカの裁判所に申立てを行いました。自分の申立てを国際的な裁判所において、複数行わなければなりません。1996 年のオリンピック大会において、アドホック部が設立されたわけで

すが、その理由として、IOC は、アメリカの裁判所が介入し、1996 年のオリンピック大会に関する運営に口を出してくるのではないかと恐れたことがあります。また、選手の利益についても懸念がありました。Reynold 氏は、普遍的に、そして適宜な形で終局的に紛争を解決することができないかもしれないという可能性があったわけです。すなわち、選手がオリンピックの門をたたいているのにもかかわらず、それを全く聞き入れてもらえないという事態は避けなければいけないとされたわけです。

CAS のモットーは、公正に、迅速に、無償でということです。オリンピックにおいては、現場モデル (In Situ Model) が使われています。アジア大会においても、同様です。大会の現場にアドホック部を設置し、事務局長、カウンセラー、スタッフがそこに常駐します。アドホック部の部長、夏季と冬季のオリンピック大会においては、副部長と仲裁人が現地に駐在します。次にバーチャルモデル (Virtual Model) ですが、FIFA のワールドカップにおいては、こちらが使われました。事務局長、カウンセラー、スタッフが、ローザンヌからバーチャルにアドホック部の役割を提供し、常にスタンバイ状態にしておいて、必要なときにサービスを提供します。もう一つがハイブリッドモデル (Hybrid Model) です。これは現場モデルとバーチャルモデルの間にあるものです。CAS のアドホック部のスタッフ、事務局長またはカウンセラー、そして最低限のスタッフ、さらには仲裁人を 1 人ぐらい現場に置き、残りの仲裁人に関してはスタンバイ状態でサービスを提供できる状態にしておき、競技大会にはないけれども準備ができていう状態にするというモデルです。

これまで 1996 年のオリンピック夏季大会以降、6 大会総計で 80 件の事案が、1998 年のオリンピック冬季大会以降、6 大会総計で 37 件の事案がアドホック部に係属しました。そして、2014 年のアジア大会以降、累計で 14 件の事案が、2 つのアジア大会においてアドホック部に係属しています。これ以外にも様々な問合せを受けており、潜在的な事案についても記録しています。アドホック部がオリンピック大会において扱った事案件数ですが、リオ・デ・ジャネイロで件数が多いのは、ロシアのドーピングの事案があったからです。また、平昌においては、6 件が係属しましたところ、そのうち 4 件は、ロシアのドーピング事案に関連するものでした。60 名以上の関係者が関与していました。

(2) アドホック・アンチ・ドーピング部

2016 年のオリンピック大会から、CAS はアンチ・ドーピング事案の第 1 審手続に特化した形で、迅速化した手続を提供しています。これは、アドホック・アンチ・ドーピング部 (以下、「アンチ・ドーピング部」という。常設アンチ・ドーピング部とは異なります。) を介して、特別の仲裁人および規則に基づいて行っています。このアンチ・ドーピング部には、実際に事務局長、理事、スタッフ、部長、副部長、仲裁人がオリンピックの開催都市に駐在する、いわゆる現場モデル (In Situ Model) が用いられています。アンチ・ドーピング部の判断は、アドホック部に上訴することができます。あるいは、ローザンヌの CAS に、通常の手続を経て上訴することもできます。大会後のドーピングに関連する制裁については、各 IF

の規則に基づく形になります。事案を IF に付託し、大会後に判断が下されることもあります。アンチ・ドーピング部については、2016 年大会では 13 件の事案がありました。2018 年の平昌大会においては 5 件が係属しました。

このアンチ・ドーピング部がどのように始まったかということですが、同部の運営方針にもつながるもので、これも重要です。オリンピック大会においては、過去、IOC の懲戒委員会 (Disciplinary Commission) が審問を行い、判断を下していました。その判断についてはアドホック部に上訴することができました。2016 年大会から、CAS が第 1 審としてこのようなドーピング違反について、IOC の懲戒委員会の代わりに手続を提供してほしいと IOC から要請がありました。その結果、CAS がアドホックのアンチ・ドーピング部を設立し、IOC のオリンピック大会のアンチ・ドーピング規則に基づいて、各オリンピック大会で手続を行うようになりました。IOC の科学、医療、大会グループ (Scientific and Medical Games Group)、そしてその委任先の International Testing Agency (ITA) が、大会におけるドーピングについての権限を持っています。WADA の規程には準拠していますが、大会において、WADA はオブザーバーです。ITA が、テスト、疑われる違反についての申立て、ドーピング違反についての検察としての役割を担う形になっています。アンチ・ドーピング部の管轄権、そのプロセスは、ITA から申立てを受けてから初めてスタートする形になっています。

4 プロボノ弁護士

アドホック部とアンチ・ドーピング部の仲裁判断は、原則として 24 時間以内に下す必要があります。そして、そのプロセスは、両当事者が弁護士の代理人に代理されているときに最も効率的に機能します。IOC、IF、そして大きな NOC は通常、インハウスの弁護士を使うか、または、現地の法律事務所を雇っています。一方で、アスリートや規模の小さい NOC は自分の弁護士を用意していませんし、場合によっては NOC が実際に弁護士を用意したとしても、アスリートとコンフリクトを生じていることもあります。効率性を確保し、公平性へのアクセスを改善するために、CAS は各オリンピック大会においてプロボノサービスを準備しています。プロボノサービスは、オリンピック開催都市、またはその都市の近隣におけるプロボノサービス提供弁護士をリスト化し、アドホック部において当事者の代理人として、無償でサービスを提供することができるようにするというものです。大会の前に CAS はこのサービスに参加する弁護士に対し、特別な研修を実施しています。このようなサービスが初めて導入されたのは 1996 年のオリンピック大会であり、これは初めてアドホック部が設立されたときです。CAS はこのようなサービスを管理していません。これは現地の仲裁機関または弁護士会が管理したほうがうまくいくためです。CAS は、法的な支援を必要とするという要請を受けたときに当事者にプロボノサービス提供弁護士の連絡先情報を提供します。

実際に CAS での紛争において勝つことができなかつた関係者のコメントによって、私達

の試みが成功しているということが言えると思います。例えば、審理後にあるアスリートは、「仲裁判断の結論には満足していない。しかし、実際に知識を持って独立性が担保された人に私の話を伝えることができたので、それはうれしい。耳を傾けてありがとう。」と述べています。NOCの代理人として活動した弁護士は、「仲裁判断の結論には同意できません。しかし、実際に審理において、その仲裁人のパフォーマンスを見ると、本当の裁判所であったような感じがします。なので批判する気はありません。ありがとうございます。」と感想を述べています。

5 東京大会のアドホック部

東京大会におけるアドホック部を簡単に説明したいと思います。東京大会においても、現地にアドホック部の事務所を設けます。私が部長になります。共同部長は、Elizabeth Steiner氏です。この方は欧州人権裁判所の判事でした。もう一人の共同部長は、Giulio Napolitano氏です。この2人が交代で担当します。それから、事務局長がいます。また、2名か3名のCASのカウンセラー、何人かCASの事務局スタッフ、12人の仲裁人が、大会中、現地で控える形になります。

アドホック部の重要なルールについてですが、内部救済手続が合理的な救済とならない場合を除き、内部救済手続を全て尽くしておかなければ、アドホック部の手続を用いることはできません。

利害関係人は連絡を受け取り、通常であれば手続に参加することができ、意見を述べることができます。部長が仲裁人は1名が適切であると判断しない限り、通常のパネルは、3名の仲裁人から構成されます。似たような事案については同じパネルに割り当てられることもあります。また、事前に十分な情報があると部長が判断した場合、パネルが審問を行わないケースもあります。基本的には、申立てがあつてから24時間以内に仲裁判断を下すことが求められます。パネルは部分的な判断を行うことや、CASの上訴仲裁手続に判断を付託することもあります。パネルを構成する前に、部長が、不服申立ての対象とされる決定の効力を一時的に停止すること、暫定的な救済措置を提供することについて決定を行うケースもあります。部長が24時間以内という期限を延長することもあります。また、パネルの仲裁判断について、部長が形式面についてレビューしたり、パネルの判断に影響を与えない範囲で実体面についてコメントしたりすることがあります。

典型的なアドホック部における紛争は、参加資格の剥奪に関連する懲戒処分などがあります。また、オリンピック選手団の代表選考などもあります。この場合、アドホック部が管轄権を有している間に、決定することが重要になってきます。また、その選考枠の割当てなどについて、例えば、選手が怪我をしたときに枠が空き、そこでどの選手にその枠を割り当てるかといった点で問題が生じることがあります。国籍、商業的な制約、レフェリーの判断、それらに関するIFの上訴部門の決定が問題となることもあります。CASには、「フィール

ドオブプレー」(Field of Play) という先例があり、試合中の判断については、明らかな悪意や恣意的な判断があった場合を除き、その判断を覆すということとはできません。それから、大会中または大会前のドーピング違反のケースを扱うことがあり、アンチ・ドーピング部の管轄に入らないものについては、アドホック部で取り上げることがあります。

セッション2 アドホック部の概要

Ulrich Haas (Professor, University of Zurich / CAS Arbitrator)

1 アドホック部の仲裁について

(1) アドホック部

私からは、アドホック部の法的枠組みについて話をしたいと思います。スポーツ仲裁裁判所の規則(CAS Code)の第9条には『ICASは恒常的な、または、アドホックの仲裁を提供する責任がある』と書かれています。実務的には、CASはオリンピック大会における「アドホック部仲裁規則」(以下「AHD規則」といいます)を作成しています。CASの本部は、ローザンヌからは動きませんが、AHD規則第5条は、『CASは、オリンピック大会の開催地にアドホック部を置く』と書かれています。また、AHD規則において、オリンピック大会に関連して行われる仲裁は、スイス国際私法典に基づいて仲裁が行われると定められています。

(2) アドホック部の管轄

パネルがまず考えることは管轄です。多くの紛争は、『オリンピック大会に関連した紛争に関しては、CASで解決される』と定めるオリンピック憲章第61条第2項が関わってきます。この規定が適用されるためには、紛争当事者がこの規定に従わなければいけません。NOC、IFの規則には、この規定に従うことが定められています。または、個別の同意により、オリンピック憲章第61条に従うことが定められていることもあります。

例えば、国際ボクシング連盟(AIBA)の規則には、オリンピック大会に関連する全ての紛争はCASに係属すると書かれています。また、選手は、オリンピック大会に参加するに際しこれらの規則への同意書に必ず署名をしています。

オリンピック憲章第61条は「オリンピック大会に関連して生じる紛争」と広く紛争をカバーしています。典型的には、選手がオリンピック大会に参加しなかったにもかかわらず、代表に選ばれなかったという紛争(出場資格の紛争)です。そのほかに、資格剥奪の問題、国籍の問題、商業的な制限に関する紛争、アンチ・ドーピング規則違反の紛争が生じます。

(3) 仲裁合意

仲裁合意の形式上の有効要件は、スイス国際私法典に定められます。スイス国際私法典は、仲裁合意の形式上の有効要件に関する自由度が大きく、同意書には必ずしも署名する必要はありません。競技団体の仲裁条項を参照しているというときでも、スイス連邦裁判所は仲裁合意を認めることがほとんどです。実質的な有効要件も、スイス国際私法典に基づきます。仲裁を係属させる仲裁合意があれば、国内裁判所の管轄を除外し、CAS に事案を係属させることができるわけです。

過去には、選手が必ず CAS の仲裁を利用しなければいけないという強制的な仲裁条項があった場合に、当該仲裁条項の有効性が争われたことがありました。ペヒシュタイン事案です。欧州人権裁判所は、CAS は、欧州人権条約の全てに合致している裁判所であり、こうした仲裁条項も有効であると判示しています。

(4) 他の仲裁手続との関係

CAS には、4つの仲裁手続があります。通常仲裁、上訴仲裁、アドホック仲裁、アンチ・ドーピング部の仲裁です。

通常仲裁については、必ずスポーツに関連した紛争でなければいけません。上訴仲裁に係属するためには、スポーツに関連した紛争であるとともに、スポーツ団体が行った決定に対する上訴である必要があります。

アドホック仲裁と上訴仲裁を分けて考えることが難しいことがあります。重要となるのは、『紛争がオリンピック大会期間中またはオリンピックの開会式の前 10 日間の間に起きた場合、アドホック部がこれを担当する』と書かれている AHD 規則第 1 条です。いつ紛争が発生したかが重要になります。解釈の仕方は二つあり、一つは、いつ決定がなされたかです。例えば、選手がいつ代表選考から外れたかを見るということです。もう一つは、いつ上訴が申し立てられたかです。こちらにフォーカスをするケースが多いです（例えば、CAS OG 06/002）。

また、アドホック仲裁が認められるためには、内部の救済措置手続を尽くした後でなければなりません。多くの団体には内部救済手続が用意されていますので CAS に対して申し立てを行う前に、それらの内部救済手続に訴え出なければなりません。

2 アドホック仲裁手続の流れ

(1) 総論

CAS の仲裁手続は、①仲裁手続の開始、②パネルの構成、③審問までの準備、④審問、⑤仲裁判断の順で進みます。この手続は、スポーツ仲裁に限ったことでなく、他の仲裁でも見られることです。

アドホック仲裁に特別な点は、これらをととても短い期間で行われなければいけない、とい

う点です。AHD 規則第 18 条は、『手続の開始から仲裁判断に至るまで 24 時間で行わなければいけない』という規定があります。

以下では、この手続の一つ一つのプロセスを見ていきたいと思います。

(2) 仲裁手続の開始

まず仲裁手続の開始のフェーズです。仲裁手続は、申立書が提出されることによって始まります (AHD 規則 10 条)。NOC、IF または選手が申立書を準備することになります。これらの申立ては、英語又はフランス語で提出しなければいけません。申立書の必須項目は、CAS から提供されるテンプレートに定められています。例えば、どの決定に対して不服申立てを行うのか、申立人、被申立人、関係当事者などの情報も含まれています。また、全ての内部救済措置を尽くしていることを証明しなければなりません。

申立書が提出されたら、相手方当事者に対し、それが通知されなければいけません。AHD 規則第 9 条は、通知のやり方として、『当事者からのコミュニケーション・通知は、CAS に対して E メールで通知される。但し、10 条の申立書に関しては提出を CAS の事務所にしないといけない』と書かれています。典型的には、カバーレターに、アドホック部の部長が署名し、申立書が受領されたことを証明します。

申立費用は、無償です (AHD 規則 22 条)。

(3) パネルの構成

次のステップがパネルの構成です。アドホック部の仲裁人は、通常、仲裁人のスペシャリストと呼ばれるプールから選ばれます。このリストは、オリンピック大会が始まる前に公表されます。仲裁人リストに入るための条件は、①法律訓練を受けていること、②スポーツに関して認識された能力を持っていること、及び③当事者から完全に独立していることです。また、仲裁人候補者は、大会中、CAS のオフィスの近くにいななければならない、仲裁事案が発生したときに、すぐにオフィスに駆け付ける必要があります。

アドホック部の部長は、申立書を受け取った段階で、パネルを単独仲裁人にするのか、3 人の仲裁人にするのかを決定します。原則は 3 人の仲裁人です。アドホック部の部長は、言語、申立人の国籍、他の仲裁人の負担など全ての要素を考慮して、仲裁人を 1 人にするか 3 人にするかを決めます。

パネルが構成された後、個々の事案について仲裁人の名前が書かれている書面が、AHD 規則第 9 条に基づき当事者に送られ、この段階からパネルがその紛争を取り扱う形になります。

当事者は、仲裁人の中立性や独立性を理由として、仲裁人を忌避することができます。もちろん、アドホック部の部長から任命された仲裁人は、事前に独立性を確認したうえで宣誓書に署名しなければなりませんので、アドホック部の部長が、事前にこれを審査し、独立性及び中立性が担保されているのかを確認します。

(4) 準備段階

次に、私が準備段階と呼ぶフェーズに入ります。この手続きをどういう形で運営するかは、パネルが決定します。

パネルは、審問が必要なのかを判断します。特別な状況において審問を行わないことも可能ですが、通常、審問は行われます。また、実際に書類を作成するかどうか、上訴を申し立てている場合は、当事者に対しての書類の作成を求めることがありますので、それについてパネルは事前に判断しなければなりません。

パネルは、当事者に対し、審問を準備するにあたって、例えばこれとこれを作成したほうがいい、これについて追加できる情報が必要であるなど、その審問に向けた準備の指示を出します。もしくは、実際に証拠そのものが受け入れられるかどうか（証拠の許容性）を確認します。

パネルが、暫定的な措置を出すのかを審問の前に判断することもあります。申立者の申立てしかなく、被申立者からの情報が出ていない中で、暫定措置が行われるのは、緊急の場合のみですが、その可能性はありますし、実際に過去の例でもありました。

このような審問に向けた準備は、当事者に通知しなければなりません。パネルはどのような判断をしたのかを、事前にしっかりと理解しておくことができるようにしなければなりません。

(5) 審問

審問が準備できたら、パネルは審問の場所、時間を当事者に通知します。パネルは、適切と考える形でどう審問を進めるのかを決定します（AHD 規則 15 条）。冒頭陳述があるのか、通常の法廷と同じような尋問をするのか、反対尋問をするのか等をパネルが決定します。

審理手続に対する制約は二つです。一つは、CAS の管轄権に関して、審問の開始時までには管轄権の抗弁を主張しなければなりません。そうでなければ管轄権の問題は取り扱われない形になります。また、実際に両当事者が出頭しなかった場合にもパネルは審問を開催し、手続きを進め仲裁判断を下すことができます。

また、証拠についてもルールがあります。審問において証拠を提出するのは、原則、当事者の責任です。但し、アドホック部の仲裁は、時間的な制約が極めて高いので、特別な状況においては、審問に証拠物を提出することができない場合でも、後日、提出することが認められています。ただし、仲裁判断は、24 時間以内に下されなければならないので、証拠を審問の後に提出するにしても、時間的な制約は極めて大きいです。AHD 規則には、『パネルは、証拠に関連した適切なアクションをいつでも取ることができる』としています（AHD 規則 15 条）。

証拠提出が終わったらパネルは審問を終了し、当事者は CAS のオフィスから退室します。

(6) 仲裁判断

その後、パネルは、議論し判断を決めます。ただし、パネルは、「申立書が提出されて 24 時間以内に判断を下さなければいけない。ただし、特別な状況において、24 時間を延長することができる』と書かれています (AHD 規則 18 条)。

判断書の構成は次のとおりです。

- ・ 当事者に関する記述
- ・ 事案の事実関係
- ・ CAS における審理の経過
- ・ 当事者の主張及び求める救済内容の概要
- ・ 管轄権と証拠の有効性
- ・ 適用される実体法

AHD 規則第 17 条によると、パネルは紛争について、オリンピック憲章、適用される規則 (関連する IF の規則)、法の一般原則及び仲裁パネルがその適用を適切と考える法です。申立者もしくは被申立者によって、どの層の準拠法を適用することを求めているのか、ここの法律の層というものを確認する必要があります。

- ・ パネルの審査権限についての短いパラグラフ

パネルは、申立書が依拠する事実を確定する権限を有している (AHD 規則 16 条)。よって、パネルは、スポーツ団体の事前の判断については全く拘束されません。

また、パネルは、実際にその紛争について全体的に判断をするのか、もしくは紛争の一部を通常部もしくは上訴部に付託するケースもあります。その場合は、そのケースの判断は、大会後に下されることとなります。

- ・ パネルの意見

その事案についてのパネルは意見として仲裁判断をまとめます (AHD 規則 19 条)。AHD 規則第 19 条は、全会一致又は過半数で決めることも可能としています。

- ・ 署名

仲裁判断が書面に記載され、仲裁パネルの長が署名をします。署名の前には、アドホック部の部長が形式上のレビューを行い、他の事案との一貫性があるかということも確認します。パネルとしては、類似の事案を把握してない場合もあります

申立人側は、申立てをする際に、過去の決定と同じような形式を取る方が、判断が有利になる可能性もあります。というのは、パネルがそのようなステップを踏んで検討するからです。

なお、仲裁判断は、通知により最終的なものとなり、拘束力を持ち、即座に執行することができます (AHD 規則 21 条)。アドホック部の仲裁判断を、スイス連邦裁判所に取消しを求めることができますが、その成功可能性はとても低いです。

3 アドホック部の過去の判断例

(1) ケース① OG 00/014

この事案は、商事事案で、競技としては体操競技でした。

オリンピック憲章のルールには、広告に関する規定がありますが、ジャージーに広告をどのぐらいの大きさで表示することができるかが争われた事案です。

申立人は、フランスの競技団体で、シドニーの組織委員会が相手方となりました。フランスの連盟側は、ジャージーをテーブルの上に置いて、それを測ったサイズが重要なのだと主張しましたが、組織委員会はジャージーを着たときのサイズを問題とする、と主張しました。このジャージーはストレッチが効いていて、着ると少し大きくなるものだったのです。

この事案について、CAS は、ルールの目的を考えなければいけないと言いました。オリンピック大会の広告を規制する目的は、広告がスポーツの活動の主要な目的とならないようにすることです。ジャージーは、着たときが一番問題になります。それがテレビに映るからです。そのため、パネルは、着たときのサイズが問題になると判断しました。規定の文言だけでなく、その文言がどのようなことを目的としているのか、ということも含めて事案の解決が探られました。

(2) ケース② OG 16/005&007

次は、私が、リオ・デ・ジャネイロの大会で仲裁人として関わった事案です。南スーダンには、国内の紛争で国が分断していて、初めて南スーダンとしてオリンピック大会に参加しました。

ある選手が、もうすぐ亡くなってしまおうような状態の瀕死の状態の父親がいて、彼は父親に対して何とかしてリオの大会に出るんだというふうに約束し、出場を信じていました。南スーダンは、誰もオリンピック大会参加標準記録を満たしていませんでしたが、2人のベストな選手を参加させることができ、ある2人のベストな選手を参加させると決定しました。

では、「ベストな選手」というのは、どういう選手でしょうか。例えば、800mの選手と高跳びの選手とを、どうやって比べることができるのでしょうか。パネルは、誰か1人を必ず選手から落とさなければいけないという判断をしなければならず、とても難しい判断になりました。

(3) ケース③ OG 00/013

最後の事例は、競歩競技のメキシコ国籍の選手が申立人となったケースです。

競歩のスタジアムに入ってきたとき、その選手は、1位でした。しかし、彼は、失格だったということを知っていませんでした。メキシコが金メダルを取ったのは久しぶりで、競歩では初めてだったので、メキシコ全体が大騒ぎになりました。ところが、レースが終了してある程度期間がたってから、このアスリートに対し、あなたは3回違反しているので、失

格になったという決定がされました。

こういうケースの場合、パネルは、フィールドオブプレーに関し、判断する必要があります。このようなフィールドオブプレーに関し、CAS が介入することは極めてまれです。多くの場合は、競技中に判断がされなければいけません、その競技が終わった後に対応できるのかという問題です。フィールドオブプレーに対する CAS による判断の可能性は、かなり限定的です。その裏には、勝者はピッチで決めるべきであって、テーブル上で決めたくないという考えがあります。これが、フィールドオブプレーに関する CAS の基本的なルールです。

以上

セッション3 CAS アンチ・ドーピング部に関するイントロダクション

Brent J. Nowicki (CAS Managing Counsel, Head of Anti-Doping Division)

1 東京大会における ADD のモデル

CAS におけるアンチ・ドーピング部（以下、「ADD」といいます。）についてお話しします。Lenard 氏からもありましたが、ADD は CAS の中で一番新しい部門です。その役割を話す前に、どのように ADD が始まったのかをお話しできればと思います。それに基づいて、東京大会において ADD がどういった役割を果たすのかをお話しします。

今日のプレゼンテーションの中では、リオ大会、平昌大会におけるモデルにつき、それぞれ「リオモデル」、「平昌モデル」という言葉を使っていきます。

2016 年、アドホック・ADD が初めてオリンピック大会で設置されました。従前は、IOC がアンチ・ドーピングの事案の管轄をもっていたものの、ドーピングの事案については CAS に管轄を渡し CAS が第 1 審として、オリンピック大会における役割を果たしてほしいとのことでした。

アンチ・ドーピングの事案は、二つの段階があります。一つ目に違反の有無を検討する段階、二つ目に違反をした場合にどのような制裁を科すべきかを考える段階です。リオ大会においては、一つ目の段階である違反の有無を CAS のパネルが判断しました。CAS のパネルは違反があったという決定した場合、二つ目の段階に行くために国際競技連盟（以下、「IF」といいます。）に対し通知を行いました。CAS の役割は違反の有無の判断に限定されていた、というのがリオモデルです。

2016 年の ADD の役割が大変うまくいったということで、CAS や仲裁人、ICAS、ステークホルダーの中で議論が行われ、IF との協力の下、平昌大会においては、違反があったと判断された後、科される制裁の内容についても ADD が担当することになりました。ADD が、より効率的な働きをできるようになりました。ADD は違反に関する事実認定をしてくま

たが、選手に防御の時間を与え、適切な判断をすることができるようになりました。

では、東京大会に向けて何をすべきか。私達はハイブリッドアプローチを取るべきだと考えています。全ての IF が選手の制裁に関して権限を ADD に移譲するわけではなく、一部の IF は、リオモデル（ADD が、違反があったか否かのみを決定し、制裁の決定については IF が行うというモデル）を使っていくこととなります。一方、ADD が IF から制裁の部分の権限を移譲された場合は、ADD が、違反の有無だけでなく制裁についても判断します。

2 ADD における活動内容

結果管理と、ADD が規則をどのように適用していくのかについて説明します。大会中は検体採取が行われていますが、結果管理については、二つの段階があります。

一つ目の段階は、IOC が担当するものです。大会が始まるまで、ドーピングのコントロールに関しては IOC と国際検査機関（以下、「ITA」といいます。）が選手村に行き検体を採取していきます。そして試合の後、採取した検体を検査機関に送って検査します。結果が陽性になれば、二つ目の検体を検査します。治療使用特例が該当する事例かどうかを確認します。その上で、検査結果などについての文書も作成し、選手に対して通知が行われます。この陽性反応が出たことを通知するプロセスまで、IOC と ITA が行います。その次に、陽性反応という検査結果について、ADD が判断することになります。

ADD は何をするかと言いますと、アンチ・ドーピング規則違反の有無及び制裁について判断をします。選手に対してそれを通知し、WADA、IF にも通知を行います。WADA 及び IF が利害関係人として出てくる可能性があります。

次に CAS の管轄について考えなければなりません。リオモデル、平昌モデルの二つがあります。IOC は大会の主催者として、アンチ・ドーピング規則違反が生じた場合に、調査を行う責任があります。そして WADA にはアンチ・ドーピング規則があり、その権限を CAS の ADD に対して移譲しています。メディカルサイエンス大会グループという、アンチ・ドーピング関連の部門があり、その機能が ADD に対して移譲されています。

制裁に関しては IF の責任ですので、その際には WADA の規則を適用していくこととなります。IF は違反があったときに、選手に対して制裁を加える責任を持っています。

この手続きが始まりましたら、まずこの手続きの範囲を考えなければいけません。違反があったか否かを決定するだけなのか、それとも制裁まで行うのか。平昌モデルの場合、決定が二分します。IOC と IF が共同で申立てをする可能性もありますが、簡略化するために、まずは違反についての決定を見ていくこととなります。というのは違反がなければ制裁は必要ありませんので、別個独立のものとして見ていくわけです。

手続きの最初で、誰が当事者となるのかを特定し、違反があったか否かだけを見るのか、それとも制裁まで確認をするのか、それを特定します。必ずしもこのとおりに進むわけではないのですが、まず IOC が ADD に対して書面で申立書を提出します。通常、申立人という

のは1人ないし2人、IOCとIFという形になり、アスリートが被申立人になります。他の利害関係人がいるのか、影響を受ける人がいるのかは考える必要はありません。当事者は2者のみです。実際に申立てを行い、権利を主張するのは、IOCのみです。そのためADDに対してIOCが書面を提出します。その後、範囲がどうなっているのか。リオモデルなのか、平昌モデルなのかを確認します。

IOCは手続きの冒頭で暫定的な資格停止を求めます。そのアスリートは実際に競技に参加する予定ですが、検査で陽性で疑いがある以上、そのアスリートに、競技には参加してほしくないというIOCの意思があります。そのアスリートがいつ試合に出るかによってスケジュールが決まります。また、IOCはアンチ・ドーピング規則違反かどうかの判断を求めます。ADDの部長は、仲裁人として1人もしくはパネルを任命します。通常は1人の仲裁人しか指名しません。そのほうが、効率性が高いからです。仲裁人は、リオモデルなのか平昌モデルなのかを判断した上で、IFを共同申立人として参加させることがあります。また、アスリートが資格停止についての反論を出すことができるようにします。

ADDは、まずは暫定的な資格停止が必要であるかについての判断を行います。当該アスリートの事案が進められているときに、暫定的資格停止にするかを決めなければなりません。通常、IFも共同申立人にします。実際に暫定的資格停止があっても、その大会中だけのものになりますので、大会後どうするかについてはIFの規則に基づくからです。

大会中に審理が行われますが、対象のアスリートは違反に関する判断を大会後に求めることもあります。証拠を集める時間を担保するためです。アスリートが違反は認めるが、制裁については後日、争うこともあります。例えば、違反については認め、検体にどういった形で入ったか分からないので、罰則を受けるべきでないことを大会後に主張する、ということがあります。また、アスリートとの合意により審問を大会中に行わないこともあります。

最終的に、違反の有無について判断が下されます。この判断については、上訴することが可能です。一度なされたことがあります。これが大会中の手続きとなります。

3 大会後の手続き

大会後の手続きについて説明します。大会が終わりますと、自国に戻り、手続きを再開します。仲裁人は、当事者に書面で、制裁に関する書面での仲裁付託書を提出することを求めます。これはCASのADD規則の中に記述されています。大会後、仲裁人は書面提出のスケジュールを定め、その際、当事者のニーズに合わせて行うと定められています。通常、制裁に対しての書面を提出するのに与えられる期間は20日ずつとなります。ここでは制裁に対してということになりますが、違反の有無についても同じような形になります。IOCが申立人になって、被申立人がアスリートという形になります。違反があれば、もちろんIF対アスリートという形になります。そして次にアスリートは回答を提出します。そして仲裁人もしくはパネルが、さらなる書面の提出が必要かを決定します。1回か2回のやりとりがあ

って、その後審問が行われます。アスリート、それからアスリート側の証人が、どうしてこの禁止物質が体内に入ったかについて説明をします。制裁についての判断が最後に行われます。これが最終決定になります。というのは、この段階で既に違反は認定されているので、制裁に対しての判断をもって、その事案の終了となります。

もし必要であれば CAS の仲裁部門に対しての上訴をすることもできます。CAS の ADD とアドホック部は、一応、別の組織になっております。ADD の決定をアドホック部に上訴することについてこれは不公平じゃないかという意見が出てきます。しかし、答えはノーです。ADD とアドホック部は全く異なった組織で、従事しているのは異なった人物で、二つの部の間において、重複がないようにすると規則になっています。二つの裁判所が同じ名前を持っているかもしれませんが、実態は重複のない全く別のものになりますので、上訴に関しては問題ありません。ADD の手続きは第 1 審手続となります。上訴になれば ADD はそこには関与しませんので、ADD はそこまでということになります。

4 ADD についての情報

最後に、東京五輪の ADD についての実務的な情報を提供したいと思います。ADD は、東京大会中は日本国際紛争解決センターに設置されます。手続きは無償で提供されます。

手続きは迅速に進められますので、当事者は連絡を受けてすぐに動けなければなりません。フェーズ 1 の段階では、実際に暫定的な措置を求められ、アスリートはすぐにそれに対応しなければいけません。ADD は実際にドーピングの疑いがあるアスリートに対し、翌日の、例えば 100 メートルの決勝に参加できるか否かを決めなければなりません。そのため、受け入れるか又は争うことを、短時間で決めなければなりません。アスリートを短い時間でドーピング検査にかけなければいけません。そのような CAS からの要請に対し、極めて短時間で対応しなければいけないということになります。アンチ・ドーピング規則違反にわずか 3 日で対応することになるかもしれません。実際に専門家にアクセスすることができない中、弁護士として、大会中に違反を争うのか、それとも大会後に違反を争うのか、制裁のみを争うのか、もしくは A 検体、B 検体に明らかに違反があるので違反そのものが適切か否かを争うか等を短い間で検討しなければいけないわけです。

スキルを持ちドーピングの領域において研修を受けたプロボノ弁護士を大会中使うことができます。プロボノ弁護士は、アスリートを助けるためにいるわけです。プロボノ弁護士は、司法へのアクセスを提供し、手続そのものがアスリートにとってより分かりやすいものにするためにサポートします。

事案は非公開となっております。暫定的な資格停止ですとか、実際にアンチ・ドーピング規則違反、もしくは追放などの仲裁判断までは非公開のまま進められます。ADD が違反の有無だけを審査する場合、違反あれば、アスリートは大会から追放されることとなります。よって、違反があったと判断されれば、アスリートは大会に参加することができません。通

常、アスリートは、24 時間以内に大会から離れなければいけません。例外もまれにありますが、アスリートがメダルを取ったとしても、そのメダルを返さなければなりません。

違反を大会後に判断する場合でも、暫定的な資格停止になると、そのアスリートはもう大会に参加することができません。アスリートが違反を争う場合、そのアスリートは残る形になりますけれども、原則として大会から出なければなりません。処罰が科される判断までは、事案は非公開であり、判断が下されたら公開されます。

ADD の部長は 3 人の仲裁人を選ぶこともありますけれども、迅速性という観点から、1 人の仲裁人が任命されることのほうが多いです。

ICAS のプレジデントは John Coates 氏です。大会中の CAS に対する全体的な運営の監督権を持っているのは、John Coates 氏です。独立性の担保ということで、John Coates 氏は東京大会の調整委員会の委員長であり、オーストラリアオリンピック委員会の会長でもあり、IOC メンバーでもあります。ただ、アドホック部の権限移譲ですとか、ADD の権限移譲について、彼は全く関与していません。

アドホック部についても ICAS のプレジデントは CAS のトップになります。ADD の部長は ADD を管轄しますが、これは裁判官の Ivo Eusebio 氏で、副部長が David W. Rivkin 氏、私は ADD のマネージングカウンセルの 1 人になります。あともう一人、CAS のカウンセルが手続きをサポートします。そして秘書が 1 人。仲裁人に関しては 6 人、現地に滞在します。これは常設 ADD から来ます。これらの仲裁人は、ドーピングに関してある一定レベルの専門的知識を持っており、現場においてこのような事案を取り扱うことになります。この部の仲裁人、部長、副部長は、アドホック部からは完全に分離されており、なぜなら、ADD の判断はアドホック部に上訴することができるので、明確に分離されているのです。

私の ADD に関する説明は以上となります。

パネルディスカッション

コーディネーター 早川吉尚(立教大学教授、日本国際紛争解決センター事務局長)

早川：これからパネルディスカッションのモデレーターをさせていただきます。簡単に自己紹介をさせていただきます。私は今、CAS の仲裁人も務めていますが、同時に日本国際紛争解決センターの業務執行理事と事務局長を務めております。この夏、CAS のアドホック部と、アンチ・ドーピング部として使われることになる施設の責任者を務めさせていただきます。日本国際紛争解決センターの施設は、アンチ・ドーピング部とアドホック部の二つが同時進行できるような施設になっています。

まず、パネルディスカッションから参加される室伏さんから、自己紹介と CAS の仲裁手続に関連してお話しいただきたいと思います。

1 オリンピックとアンチ・ドーピング

パネリスト 室伏由佳(順天堂大学スポーツ健康科学部講師 [アンチ・ドーピング研究室] , 2004 年アテネオリンピック 陸上競技女子ハンマー投代表)

(1)はじめに

室伏：私は 2016 年よりアンチ・ドーピング教育に関する研究を進めており、主に日本の大学生アスリートを対象として、アンチ・ドーピング知識の実態や実際の薬やサプリメントの確認行動の実態、非認知的特性（心理特性）との比較などについて調査研究を進めています。原著論文や国内外の学会で発表し、今後のアンチ・ドーピングの教育の方向性をとらえるべく、研究調査を推進しています。日本では学生教育の中でアンチ・ドーピングに関する講義があまり多く行われていないと感じられますが、私の勤める順天堂大学では、2019 年度からスポーツ健康科学部や医学部などで講義を少しずつ入れていただいている状況です。

私自身も仲裁とまではいかないものの、スポーツ活動を 24 年間続けてきた中で、疑問を抱くようなエピソードがありました。また、2004 年アテネオリンピックに出場した際、同大会に男子ハンマー投に出場した兄（室伏広治氏）が、ライバル選手のドーピング騒動に直面しました。その際、日本選手が巻き込まれたとして、日本国内で多くの方がドーピングの問題を認識することになったと思います。そうした話などについて、本日皆さまと共有し、来る東京オリンピック・パラリンピックという大きな国際大会において、どういう風にアスリートの権利やアンチ・ドーピングなどについて捉えていくか、ご一緒に考えていけたらと思います。

(2)2004年アテネオリンピックと2008年北京オリンピック

早川： ありがとうございます。念のためですが、お兄様の室伏選手がドーピングで問題になったのではなく、順位を争った相手方の選手が問題になったのですよね。

室伏： そうです。当時の金メダルを獲得した選手のドーピング違反により、順位の変動の騒動に巻き込まれた形です。兄は、2004年のアテネオリンピックで銀メダルを授与されました。兄が決勝を戦った翌朝に、今度は私が女子ハンマー投の予選に出場しました。コーチである父とはもちろんのこと、前夜に行われた男子ハンマー投の決勝を戦い、大会後のインタビューやドーピング検査等々に対応し、ほとんど寝ないまま私の応援に来てくれました。その時には、まだ男子ハンマー投のドーピング違反は確定していませんでしたが、しかしながら、振り返ってみると、規則違反が出た男子ハンマー投と同じサークル（直径 2.135m の投擲を行うエリア）で自身もオリンピックを戦ったという事実は、今となってはいろいろな意味で忘れられない場所です。

もう一つは、その4年後に行われた北京オリンピックで、またドーピング騒動がありました。1位、2位のベラルーシ選手の尿検体から陽性反応が示され、その後、CASで争われました。結論は検査員の手順に不備があったことから、陽性反応ではあったものの、規則違反が認められないケースとなりました。オリンピックの舞台において、メダルを競い合った選手が同時に2名もドーピング騒動を巻き起こすことは、歴史的にみても前例のない大きなものでした。それが、前回大会と同様に男子ハンマー投で起こったことは、この競技はいつもドーピング騒動が起きるといったあきれた印象がもたれましたし、また、落胆もあったと思います。

早川： 1つ目のアテネのケースというのは、陽性反応が出たのではなくて、その選手がドーピング検査を受けなければいけないのに選手村から逃げたのですよね。

室伏： ハンガリーの選手でしたが、逃げたということはわかりませんが、大会やメダルセレモニーを終えて帰国したと報道で拝見しました。大会でのドーピング検査では陰性であったと報道されていました。オリンピックの開催期間中は、選手が自身の大会を終えて帰国したとしても、何回でも抜き打ち検査がやってくる可能性があり、たとえ毎日きたとしても潔白を証明するためには応じなくてはなりません。オリンピック期間中は、検査体制のレベルが高まります。検査検体は、WADA（世界アンチ・ドーピング機構）が認定された機関に提出され、分析が行われます。あくまでも報道で知った内容ですが、何度も検査を要請されることに、その選手は疑問を持っているといった発言がなされていたので、大会後の検

査が注目されていました。しかし、実際に規則違反が認定された主要因は、過去に提出された複数の尿検体です。過去の尿検体間を比較したところ、それらは複数の人の尿である事実が明らかになりました。つまり、ドーピングに汚染されていない、他人の尿を提供してもらい、すり替えを行っていた、ということです。採尿、採血をしたドーピング検査検体は、現在のアンチ・ドーピング規定では 10 年間保管されます。2004 年当時でも 8 年間保管され、遡り検体分析が可能とされていました。

早川： 最初の段階では、あまりにも早く出したことで、むしろ検査員の人に疑われて、そんなに早く尿は出ないと疑われたと記憶しています。

室伏： そうしたう情報もあったのですね。ちなみに、抜き打ち検査（競技会外検査）自体、事前通告はなされないので、いつ検査が来るのかわからないものです。仮に、大会を終えて帰国したとしても、オリンピック期間中は検査として、抜き打ち検査が来ることは当然ながらあるわけです。オリンピック期間は、特に不正に対して厳しく対処しようとする強化体制もありますので、ある意味ではこのオリンピック期間中だからこそ、いろいろな事実をつかむことができたのかもしれない。

2. オリンピックと仲裁

(1)アテネオリンピック男子ハンマー投に関して

Haas： 私は WADA の独立オブザーバーチームの一員として、アテネ大会に行っておりました。当時、オブザーバーのチームは、監視することはできても、処理することはできませんでした。その中で、チームの一員が、ハンガリーの選手がドーピングをしているという信ぴょう性の高い情報を入手しました。このような情報を IWF の責任者に渡すべきであるかという議論が行われ、絶対提供されなければいけないという判断になりました。我々は大会に直接介入することはできなかったのですが、情報提供という形で介入しました。室伏さんから、それが良い結果を招いたということを伺って、うれしく思います。今はインテリジェンス活動、特にアンチ・ドーピングにおいて調査は極めて重要になっています。ただ 2004 年段階では、そのような調査は、始まったばかりでした。

早川： 室伏さんのケースについては、新しい現象の初期のケースだったわけですね。

Haas： そのとおりです。アンチ・ドーピングの世界が取り組んできたことは、検体の検査だけでしたが、情報がなければ違反が起こっていることは分からなかったと思います。すごく複雑なことをハンガリーの選手たちはやっていました。

早川： 今は、尿から陽性反応を検出するだけでは、ドーピングを完全に取り締まることができなくなっています。うまくドーピングを隠すような技術も発達し、あるいは違反にならない新しいしかし同じ効果を発揮する薬もまたすぐに開発されて、いたちごっこのようなことが起きているためです。そのため、内部告発情報を使って、警察の捜査のような形でドーピングの摘発をしていくことが新しい動きになっています。仲裁人も、非常に難しい判断を迫られることになっています。

(2)南スーダンの代表選考問題

Haas： 一番印象に残っているケースは、南スーダンの代表選考の事案です。多くの国々において、スポーツは立国の重要な要素でありましたが、明確ではない代表選考のプロセスがあり、もしくは裁量権が濫用されていることもありました。

誰が代表に選ばれるかはアスリートにとっては極めて重要なことですが、南スーダンが代表に選ぶことができるのは1人だけでした。重要なことは、審問を行ってアスリートに1日、話す機会を与えたことにあります。彼が話したことに人が耳を傾ける初めての機会が与えられ、アスリートとしても、結論を受け入れることにつながったと思います。透明な基準が必要であり、加えて仲裁判断を受け入れてもらうために、正義と公平性へのアクセスが重要になります。

このケースの選考基準は、国の選手で基準を満たす人がいない場合、男女代表を一名ずつ選定することができるようになっており、具体的には、男子のベストアスリートを1名選ぶとなっていました。しかしベストアスリートが誰かを、客観的に判断することができるのかという問題があります。1人を選ぶことはとても困難でした。加えて、透明性のあるルールがないことも問題でした。

南スーダンには国内で練習をする場所がないという別の問題もあり、現在、前橋市が事前キャンプ地を提供していると聞きました。既に、南スーダンの選手たちが来ていると聞いています。

3 日本におけるアンチ・ドーピング規制の問題点

(1)意図的のドーピングと意図的でないドーピング

Nowicki： 意図的にドーピングをする人は、ドーピングをしようと思ったら、必ずドーピングをやり遂げます。ですので、彼らを必ず見つけ出さなければいけません。室伏選手が直面した問題は、大変な問題です。大会時、ドーピングで引っ掛かった選手の多くは意図なく陽性になってしまった選手です。例えば、水の汚染などで誤って禁止物質を摂取してしまっ

た事案があります。室伏選手と対峙したハンガリーの選手の場合には、意図的にやっていたわけですから、随分違います。故意にドーピングを行う人たちは賢く、大会中にステロイド剤は投与せず、事前に仕込みをしておきます。これに対し、水や他の飲料という間違っただラベルが貼られていたために、間違っって摂取してしまったという選手も一方でいます。また物質量がとても少ないので、陽性として検知されないこともあります。これは私たちとしても、悩ましい問題です。

(2)ドーピングの強制捜査権

早川： 二つのことを思い起こします。現在、意図的なドーパーは、自分の証拠を隠すことがより簡単になっています。不注意でドーピングをしたアスリートとは異なって、悪意を持っている人を見つけ出すのは極めて難しいという現状があります。

残念なことに日本では、アンチ・ドーピング法を設置することはできましたが、アンチ・ドーピング活動についての強制捜査権まではありません。例えば、鞆の中に悪意を持ったものがあるとしても、鞆を開けさせる権限はありません。部屋の中でドーピングをしていたのかもしれないのに、部屋のドアを開ける強制力がありません。このように、日本では悪意を持った違反者を強制捜査の対象にすることはできないのです。

Nowicki： これは、アンチ・ドーピングの取締りに関する問題です。CAS が取り扱わなければいけないのはあくまでも証拠です。何をしたのかについての背景情報を知ることは重要ですが、CAS の場合は、常に事実と証拠に基づいて判断しなければいけません。

早川： 悪質なドーパーであればあるほど、知識を持っており、隠蔽ができるというのが現状です。そうすると、インテリジェンス活動が重要になります。諸外国では、アンチ・ドーピング機関に法制度によって与えられている強制捜査権があります。しかし残念ながら日本では、新しいアンチ・ドーピング法の下でも、アンチ・ドーピング機関に強制捜査権は与えられていません。日本のアスリートのドーピング行為はあまり悪質ではないかもしれませんが、オリンピックになると世界中のアスリートがやってきて、その中には非常に悪質なアスリートも含まれざるを得ません。ところが、それを摘発する手段がないというのが、今、日本が悩んでいるところだと思います。

Nowicki： ドーピングの大きなスキャンダルは強制捜査によって見つかっています。ツール・ド・フランスやオーストリアのドーピングキャンダルは、警察が捜索差押えなどによって発見しました。アンチ・ドーピングの歴史においては、強制力があることによって、初めて有効に取り組みが働いたことがほとんどです。

(3) 事後的な検体の検査

Lenard: ドーピングの摘発は、検査だけでなく、非分析的な情報によっても行われています。近年、IOC が過去の検体を検査したことによって、陽性反応が出た事例があります。しかし、紛争解決手続では、過去の検体を検査することの法的な問題や事後的に調査することに難点があり、現在では選手のコーチの証言などに頼っているところがあります。選手のコーチは、USADA などの組織から、証言をするようにプレッシャーをかけられています。大会中に検出するのが難しくなっているため、このような形でドーピングを防止しようとしています。

先週、あるアスリートから、再検査で、ロンドン大会中の検体から陽性反応が出たと相談を受けました。私は法的アドバイスを提供するわけではなく、手続のアドバイスをすることができるのですが、彼は利尿剤から陽性反応が出たと伝えてきました。私はそのとき、彼はもう終わりだと思いました。8 年前、それがどこから出てきたか証拠を出すというのは、アスリートに対し実質的に不可能なことを求めることになります。こういうアスリートについては、他のアスリートと区別し、別の考えを適用しなければいけないというケースが出てきているかもしれません。

室伏: 現在は 10 年間検体を保管して、遡って分析することができます。しかし、数年前に何をしていたかを証明することはなかなか難しいということは確かにそう思います。

(4) サプリメントによる違反事例

室伏: 日本でもサプリメントによる規則違反事例が生じています。かつては JADA 認定製品がありましたが、近年この認定制度はなくなりました。食事による教育が発展している中、サプリメントを積極的に摂ることを推奨することも好ましくない面があるかもしれません。昨今、意図しないドーピング（うっかりドーピング）など報じられることがあります。意図的ではないと言っても、実は選手が無責任な部分もあるのではないかと思います。そこで、私の研究調査において、大学生は薬やサプリメントを使用する際、禁止物質が含まれていないかの「確認行動」を行っているのかを調査、分析しました。その結果、ドーピング検査が見込まれる国際レベルや国内レベルの選手でさえ、十分な確認行動を行っていないことが統計的な有意差を持って判明しました。

確かに、薬の場合、治療目的として示すことは可能ではないかと思います。一方で、栄養補助食品の位置づけとして親しまれているダイエタリーサプリメントを始めとするエルゴジェニックエイドなどの栄養補助食品等は医薬品とは異なり、製品成分表に原材料をすべて記載する義務がありません。製造工程で意図せず混入してしまうケースもあり、完全に防止できる確証はないのです。そのため、正確な内容成分の確認は極めて困難であり、いくら

確認したとしても自分が確認したという証明になるのか疑問が残ります。アスリート自身が体内に摂取するものすべてに責任を持つという厳しい規則がありますから、確認もせず摂取したことで、後に苦勞するアスリートもいるのではないかと思います。また、自己判断で、このサプリメントは効果があり、ドーピングにもひっかからない、などと考えて摂取しているアスリートもいるかもしれません。意図的でないケースとそれらどうやって区別するのかということが国際的にも起こっている問題です。実際に、ドーピング検査を受けないアスリートの方が圧倒的に多く、これらをどう整理していくのか、大変難しい問題だと考えています。私の行った研究では、大学生アスリート 1,114 人中、ドーピング検査経験者はわずか 29 名（約 2.5%）という調査結果もあります。つまり、ほとんどのアスリートが検査を受けないですから、検査を受ける可能性が低いアスリートに向けて、どのように教育や啓発をするのかを考えていく必要があります。アスリートだけが取り組むのではなく、社会の中でどのようにとらえて、アスリートをサポートするかが重要です。日本は規則違反者が比較的少なく、国際的に見ると平和に見えますが、オリンピックも日本に来ますし国際化しているので、意図的な事案が出てこないといいな、という心配や懸念もあります。

早川： Nowicki 氏から、汚染の問題について話がありました。そして、室伏さんからサプリメントの話がありました。

サプリメントは汚染の問題がありますが、汚染されているかがわからないという問題もあります。そしてサプリメントには薬事法は適用されませんので、汚染の問題が出てくることもあるわけです。日本のアンチ・ドーピング規律パネルで扱う事案の多くは、汚染されたサプリメント事案です。選手がどのサプリメントが汚染されていて、どれが汚染されていないのかを特定するのはとても難しいです。インターネットで検索しても分からないことがほとんどです。有罪かそうではないのかを見定めることも難しいです。それが日本の典型的な事案です。

CAS では、汚染されたサプリメント事案は、典型的な事案なのでしょうか。

Nowicki： 汚染されたケースはよくありますが、以前よりは少なくなっているかもしれません。製造業者に様々な規制が導入されており、NADO や WADA とのエンゲージメントも増えています。IF も、認証サプリメントを出そうとしているケースもあります。認証によって事案が発生することを防ぐことにつながっていると思います。

早川： 私は、日本アンチ・ドーピング規律パネルの長を務めているのですが、最近のアスリートは、サプリメントを大量に飲む人が非常に多いです。そうした傾向に少しストップをかけられないかというのが、アンチ・ドーピングの観点からも、あるいはスポーツのインテグリティの観点から重要ではないかと思っています。ある選手は毎食、丼一杯のサプリメントを食べるので、どのサプリメントから出たのかも分からないし、いつもそれを食べるの

で、ご飯があまり食べられませんと言っておりました。そういう選手さえいるというのが最近の懸念点です。

室伏： 私の先ほどの調査の続きなのですが、大学生のアスリートとノンアスリートに、薬やサプリを年間どれくらい摂っているかをイエス・ノー形式で集計したところ、一般の学生は、薬は7割くらい摂っていると回答しました。トップアスリートも7割、全国レベルは5割くらい。それよりも下の競技レベルの人は3、4割でした。サプリメントに関しては、全国レベルの人が5割、トップアスリートは7割、一般の学生も7割でした。

以上の結果から、一般学生や検査を受けない競技水準のアスリートに向けては、公衆衛生の面から教育するのがよいのではないかと考えました。薬は治療するもので、採血をするなどして自分の体の情報を知ってから処方されますが、サプリメントは違います。何が足りているか足りていないか、採血情報などから健康状態を明らかにして取り組んでいるとは考えにくいです。仮に、1つのチームで同じ食事をしていたとしても、それぞれの体質は異なりますので、個々の採血情報においても当然ながら個人差が生じるわけです。近年のトレンドから、自分も何か摂取しなくては、といった固定概念ないか、そうした実態も把握する必要があります。若い人ほど、そうした概念が定着したりするのは分からないですけども、一般の学生も大いに栄養補助食品を摂取していることが見えてきます。

早川： ご参考までにここでいう薬、医薬品というのは法的に認められているものです。

4 選手間の問題。代表選考問題について。

(1)ロシアのドーピング問題

Lenard： 一番難しい事案は、選手と選手が対立する事案です。選手選考の問題、規定が曖昧で問題が出てきて、代表選考の中で1名が去らなければいけません。私が選手だった時代は全くドーピングの考え方が違ったわけですが、ドーピングをしてしまうと試合結果でいい結果を出しても、それが奪われます。2年間、4年間、戦えないことになれば大きな結果になります。

一番難しいのは、リオ・デ・ジャネイロのロシアのドーピングの事案でした。15もの事案がありました。ヒアリングが行われ、パネルは一晩中、寝ないで作業し、とても難しい問題に取り組まなければなりませんでした。平昌においては、ロシアの五輪委員会自体は資格停止でしたが、どのようにして規定を適用していくかということがとても難しかったわけです。そして、一部、根拠として彼らが提出してきた **Osaka Rule** の主張をCASは否定しました。ロシアの事案は、法的な問題は同じだったため、1つのパネルに係属させることもできました。ロシア選手団の代理人は、結果を見て、法的な議論を変えてきました。1名で担

当すると、一人が1週間寝られないぐらい大変なことになってしまうので、1つのパネルに預けることはせず、3名の合議体で、必ずパネルの1名は別のロシア事案のヒアリングをしたことがある人を入れました。そして、これまでの事案で、どういった議論が行われてきたのかを知っている人を入れました。これまでの先例がどうなっていたのかを知っていることで、適切な視点を入れることができます。後の事案は、先例の恩恵を受けられるわけですが、ロシア事案の場合は、多くの事案が次々に来ましたので、私は、それぞれの仲裁人長を呼んで、先に行われたヒアリングの関係者を次のヒアリングに入れるようにしました。

選手対選手の問題になった場合、誰かを選ばなければいけません。誰かが勝つものではなく、大変辛いです。その中で、仲裁判断の統一性は、とても重要です。特にオリンピックの期間では重要になります。似たような事案が同じような時期に起きたときに、全体の尊厳を保つためにどうしたらいいのかを考えなければいけません。スポーツの先例があることによって、どのようなルールが適用されるかを、人々に知らしめることができるわけです。もちろんそれは時と共に変化するわけですが、そのような予見可能性が先例から得られます。そういった先例を法の解釈に照らし合わせながら、仲裁判断を下していくことが必要です。先例の何が問題になったのかを適切に理解し、統一性を持って判断を下すことが大変重要になります。

(2)代表選考の問題

早川： 一つ目の選手対選手の事案、特に国のチームの代表選考についての問題ですが、今回のイベントはJSAAが企画しております。日本に関連してCASで有名なケースがありました。それは千葉すず選手のケースです。彼女は競泳の選手で、日本水泳連盟に対し、なぜ自分が選考されなかったのかについてCASに申立てをし、スイス国籍の仲裁人は、千葉すず選手の主張を最終的には認めず棄却しました。その中で、仲裁人が最後に言ったことは、選考プロセスの透明性を担保していないために申立てが出てきたのであるから、コストは、連盟が持つべきであるという判断でした。

この事案は、CASの事案でありましたが、日本にもスポーツの仲裁組織をつくる必要があるというインセンティブにもつながりました。千葉すず選手は実際、通訳のためだけに1000万円を使わなければいけなかったわけです。これは日本人対日本人の事案だったのですが、全てのエビデンスを英語に翻訳しなければいけませんでした。だからこそ、JSAAという組織が必要になってくるわけです。

代表選考のプロセスについて、何かコメントはありますか。

室伏： 私は2004年のアテネ大会に出場した際のエピソードが一つあります。8月に行われるオリンピックに向けて、6月に代表選考会（日本選手権）がありました。最後の選考会の日であると信じて出場しました。円盤投とハンマー投の2種目に取り組んでいましたが、

ハンマー投がオリンピック出場に近い状況でした。しかし、ハンマー投のキャリアはわずか5年。私以外に有力な選手がいましたから、オリンピックに出られるかは瀬戸際でした。しかし、選考会で自己記録を出し、何とか代表選考会で優勝しました。当時、国際連盟が定めていた二つの参加標準記録（AとB）があり、A記録での優勝は即内定の方針でした。B記録の場合は、その種目でA記録の選手がいない場合や、オリンピックで入賞するなどの見込みがある場合に選出される可能性がありました。私はB記録を突破して優勝、選考される最低条件を有していました。陸上競技は合計56名の選手選考をする予定だったのですが、日本選手権では50名の選手が代表入りし、残りの6名は1カ月後に決定がなされることとなりました。私は、この50名の代表に入れずでした。B記録で優勝してオリンピックに選ばれた人と、B記録で優勝して私のように見送られる選手が多くいました。この選出の基準がつかめず、当時はとても悩んだことが思い出されます。

女子ハンマー投のスタートは2000年のシドニー大会からで、国際的に記録がすごく伸びていたもので、確かに私の記録ではオリンピックで入賞できるような記録とはいえませんでした。参考までに、選考会で出した自己記録は、2000年シドニー大会では8位入賞の記録でした。しかし、2004年の国際ランキングでは55～60位でした。選考会后、事後的にレギュレーションが追加されて、世界ランキング50位に入ることが条件だというタスクが追加で課されました。1カ月頑張って実際に記録を伸ばし、日本記録を更新し、前年からの伸び率と記録の安定性が認められ代表選出に至りました。ちなみに、国際陸連が出した2004年の国際ランキングレポートで、すべての種目を通し、その年に最も記録の伸び率が高かった選手ランキングで1位となったぐらいでした。

本来であれば、6月の選考会の際に明確なレギュレーションが公表された中で選出され、十分に余力を持ってオリンピックに出たかった、というのが本音です。ただし、A記録での優勝ではなかったことなど、微妙な案件ではありましたが、仲裁機構を頼るなどアクションを起こすことの方が心身の負担は大きく、チャンスがあるなら1カ月頑張るしかないと思いました。不服を言うと、選ばれない、後味が悪いと思うと、どうしても言えず、複雑な気持ちになったことがありました。

早川： 千葉すず選手のケースの後、日本水連の選手選考が透明になって、後に続く選手たちにとって、千葉すず選手が訴えたことはよかったと聞いています。アスリートには、思い切って訴えてほしいとも思います。

室伏： 千葉すず選手はとても素晴らしい成績を持っていて、メダル争いができるような選手でした。私はそこまでいってないので言いにくいところがありました。選手がオリンピックに出られるか出られないかというところでアクションを起こすと、パフォーマンスに影響すると思います。本人ではなく周りの方がアクションを起こしたとしても、メディア対応をすることにもなるでしょうし、選手生命のリスクのほうが高丸と考えます。そうしたこと

を考えると、千葉すず選手は、選手生命を投げ打ってされたと思います。最近、陸上も選出基準がとても分かりやすい物になっていると感じています。

5 質疑応答

早川： ではここからは質疑応答の時間にしたいと思います。

(1) CASにおける和解

質問者： IF、NF で働いております。CAS ができてから扱われた約 5000~6000 件の案件のうち、解決したのが 4000 件というお話ですが、申立てをして解決されなかった残りの部分は、一体どういうことが起きたのでしょうか。

早川： 残りの案件について興味深い質問です。特に懲戒等の問題にも関連してくると思います。

Lenard： 勝訴の見込みが薄いと見え取り下げられた案件もありますし、和解されたものもあります。ドーピング事案で、和解が出ております。和解は、スポーツ調停においては、役割を果たすことができると思っております。特に代表選考についてチームに選ばれるか選ばれないのかは難しい判断ですけれども、ドーピングについてはいろいろな制裁があると思います。当事者間で合意することができれば、仲裁人が判断を下すのではなく、いい結果を取り上げることができると思います。

Nowicki： 和解をすることもあるし、取り下げることもあります。過去 5 年、特に懲戒の事案などについて、和解の件数が多くなっています。私の管轄においては、WADA や IF と選手との間で、和解という手段がより採られるようになっていきます。費用や時間をかけるよりも、争いをやめたほうが良いと考える選手もいるわけです。

以前にスピードスケートの日本人選手の事案がありました。彼は違反がないことを争ったのですが、違反が確定されました。もっとも、パネルは、選手が言ったことが真実であると信じ、和解をしたことがありました。こういった和解があったときには、公式な同意をしてその判断を支持することになります。

早川： 代表選考であればいいかもしれませんが、ドーピング事案だと、違反したか否かは絶対的なはずなのに、それが和解で終わってしまうというのは背理ではないかという意見もあります。他方で、摘発のためにはコストもかかるので、それとの見合いで、競技者が協力的であれば減刑などが行われるようになっていきます。まさに最先端の問題だと思います。

質問者： 仲裁人は和解を勧めるのですか。それとも当事者から和解の提案が出ているのでしょうか。

早川： これは法的文化の問題であるかもしれません。いくつかの管轄においては、パネルが和解を奨励することに驚くこともあると思います。例えば、大陸法系の文化では、どちらかといえば当事者に和解を奨励します。当事者がパネルにどういう形で和解できるかと聞くケースもあります。そうすると、パネルとしても提案することができます。ただし、パネルに対して不服を申し立てないことが前提になります。この段階ではまだ証拠が出ていないので、パネルはプライマリーレビューの段階という留保を付けます。当事者がプライマリーレビューに関心を持っているのであれば、パネルは暫定的な見解を示します。また、審問の部屋から出て話し合っ、当事者が合意した内容での仲裁判断につながることもあります。

CAS においては、和解の提案は、仲裁人が両当事者の前でやらなければいけないのでしょうか。それとも別途各当事者個別に出すことができるのでしょうか。

Haas： これは法的文化の問題です。スイスでは、和解を提案する実務があります。ドイツではそれは行われません。仲裁人が忌避される理由になってしまうからです。CAS では、仲裁人と当事者との議論はオープンに行われています。

早川： アングロサクソン系では嫌われています。一概にはいえませんが、大陸法系の法文化では、Consent Award を促すことがなされることもあります。

(2)ドーピング案件での弁護

質問者： 私は、弁護士で、ドーピング案件（サプリメント汚染のケース）で、選手側の代理をした経験があります。一般的にドーピング案件は解決までに、証拠集め等、相当な時間がかかりますが、アンチ・ドーピング部では期間が短いです。過去のケースを見ても、ほとんどが暫定的資格停止を受け入れたり、違反を認める仲裁判断が出ています。ドーピング案件では、選手側が争えることは限られていると思います。弁護士として選手から依頼を受けたときの争い方や心構えを教えてくださいたいと思います。

Lenard： ドーピング違反の事案で勝訴するのは、極めて難しいと思います。陽性反応が出た場合、選手はそれに責任を持たなければいけません。ここでいう「勝訴」とは、制裁の部分になるかもしれません。出場停止の期間については様々な規定を活用することができます。

Nowicki: 弁護士にとっては、どうやって戦場で戦うのか、山をどうやって登っていくのかを自分で考えることが重要です。20の議論をするのではなく、3つのいい議論を出すことが重要です。議論をしすぎると、焦点がぼけますし、手続を複雑にしまいます。違反を争うだけの意味があるのかを考えなければいけません。争うことにコストをかけて、本当にいい成果を得られるかを考えるべきです。

例えば、制裁については、どうやったら最低限にダメージを抑えられるかを考えるべきです。非分析的なドーピング違反について、2名の選手に対し、スペインの警察がホテルの120号室を捜索するように、という風に指示を出しました。どの選手かということは特定しなかったのですが、最終的にはその部屋から薬物が出ました。しかし、誰のバッグから薬物が出たのかが大変重要になるわけです。これは非科学的な事案なので、何らかの和解ができるかもしれません。

分析が行われた事案で、制裁を低くしようとする場合、自分のストーリーを確認することが肝要です。一つのストーリーに全てをかけると、リスクがあることもあります。例えば、コカインの事案で、コカインを使用しているときにお札を数えた場合に、お札にコカインが付いてしまうことがあります。それが証拠として使われると、言い逃れができません。他方、キスで陽性になったという事案もありました。お札ですとか、キスですとか、そういったところでコカインの実証が発覚することがあります。

仲裁人についてよく知ることも重要です。CASがどういった議論や決定をこれまでできて、どういった仲裁人がどのような判断をしたのかを調べて、仲裁人を選ぶやり方もあると思います。

早川: 議論は尽きないと思いますが、以上でパネルディスカッションを終了させていただきます。本日、海外から、わざわざこのためにやってきていただきました。もう一度、盛大な拍手をお願いいたします。

スケジュール

13:30-13:40 開会のあいさつ

13:45-15:45 第一部 スピーカーによる講演

スピーチ1

CASの歴史、概要、五輪時の活動、プロボノ弁護士について
Michael Lenard

スピーチ2

CASアドホック部 (AHD) について
Ulrich Haas

スピーチ3

CASアンチ・ドーピング部 (ADD) について
Brent Nowicki

15:45-16:00 質疑応答

16:00-16:10 休憩

16:10-17:20 第二部 パネルディスカッション

テーマ

2020年オリ・パラ大会をめぐるトラブルとその予防・解決について
パネリスト：室伏由佳 / Michael Lenard / Brent Nowicki / Ulrich Haas
コーディネーター：早川吉尚

17:20-17:30 閉会のあいさつ

特別後援

一般社団法人日本国際紛争解決センター

協賛

公益財団法人ミズノスポーツ振興財団
アシックスジャパン株式会社
デサントジャパン株式会社